

令和7年度

浜田市奨学金(貸与型) 奨学生募集

募集期間
R7.3.31
まで

優れた素質と向学心を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な生徒または学生に対し、修学支援のための奨学金を貸与します。
(令和7年4月に進学予定の人が対象です。)

ポイント①

無利子の奨学金

□募集人員・貸与額□

高校生等 **10**名程度 月額 **1**万円

大学生等 **20**名程度 月額 **3**万円

ポイント②

他の奨学金との

併給可能

※浜田市の奨学金制度(山藤功奨学金、坂根正弘奨学金)との併給不可(申請は可能)

ポイント③

卒業後、**5**年間

浜田市に居住・就労
(就労先は浜田市外でも可)

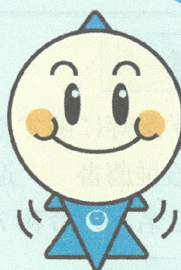
最大3/4
または1/2
返還免除

申請により

その後の**返還免除**

これまでに**14**名の人が一部返還免除となっています!

浜田市奨学金(貸与型)
ポイントは**3つ**



浜田市食育推進
キャラクター
「びいびくん」



詳細、応募方法はこちら→

□返還免除の例□

大学4年間で**144**万円借りた場合

卒業後、6年目を迎える
少し前に申請書類を提出



卒業後、すぐに
浜田市へ居住・就労

2年後
返還開始

3年間返還【36万円】
(月額1万円×12か月×3年間)



**108万円の
返還免除**

5年後
返還免除

【お問い合わせ先】浜田市教育委員会 教育総務課 (TEL: 0855-25-9700)

- ◆**募集人員** 高等学校、中等教育学校（後期課程）及び高等専門学校 10名程度
大学、短期大学及び専修学校（専門課程） 20名程度

◆**応募資格** 以下①～④のすべてを満たす者

- ①保護者が浜田市内に住所を有していること
②令和7年4月に、学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校（専門課程に限る。）に進学予定であること
③人物が良好で学業成績が優秀であり、出身学校長の推薦を受けることができること
④保護者（生計維持者）の令和6年中の収入または所得の合計が概ね次の金額以下であること

	年間収入 (給与所得者の場合)	年間所得 (左記以外の者の場合)
3人世帯	1,100万円	792万円
4人世帯	1,200万円	872万円
5人世帯	1,300万円	952万円

※原則として父母（2名）が「生計維持者」となります。

- ◆**貸与金額** 高等学校、中等教育学校（後期課程）及び高等専門学校 月額 1万円
大学、短期大学及び専修学校（専門課程） 月額 3万円

- ◆**貸与時期** 4月末（前期分）と10月末（後期分）に半分ずつ支給
（ただし、初年度の前期分は7月末頃に支給）

- ◆**貸与期間** 令和7年4月分から、在学する学校の最短修業年限の最終月まで

- ◆**返還期間** 卒業の翌月から2年を経過した後、次の期間内に返還していただきます。
高等学校、中等教育学校（後期課程）及び高等専門学校 6年
大学、短期大学及び専修学校（専門課程） 12年

無利息

※卒業後、5年間浜田市に居住し就労することにより、返還額の一部が免除になります。

1 申請に必要な書類

- ・申請書 ・履歴書 ・学業等に関する証明書（進学用調査書） ・卒業見込みまたは卒業した学校の学校長が発行する推薦書 ・進学先の在学証明書（進学後、4月末日までに提出）
- ・生計維持者（原則父母2名）の令和7年度所得課税証明書（令和7年6月1日以降に提出）

2 申請

- ・募集期間：令和7年1月6日（月）～令和7年3月31日（月）17時
※郵送の場合は、3月31日（月）の消印有効

- ・提出先：卒業見込みもしくは卒業した学校 または 浜田市教育委員会 教育総務課



3 審査、奨学金の貸与

- ・浜田市奨学金審査委員会において、提出された書類を基に、応募者の人物、学業成績及び家計等について審査の上、奨学生を決定します。
- ・他の奨学金との併用可。ただし、浜田市奨学金制度（山藤功奨学金、坂根正弘奨学金）との併給はできません。（申請は可能）

* 保護者の経済状況の急激な変化により修学が困難になった人を対象とする浜田市緊急奨学金奨学生は随時募集しています。詳細は、お問い合わせください。